

## 日本司法支援センターの第1期中期目標期間業務実績評価に関する項目別評価表

A: 中期目標を達成した。  
 B: 中期目標をおおむね達成した。  
 C: 中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。  
 なお、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、「A+」と評価できる。

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置										
(1) 総括	(1) 総括										
① 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	① 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図るとともに、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。	利用者の立場に立った業務遂行への取組状況	支援センターの存在や業務内容を国民に周知するため、ポスター・リーフレットといった刊行物作成、テレビ・新聞といったマスメディア広告やイベント実施に加え、コールセンター利用者の認知媒体調査結果等を踏まえ、①「連動型」広報の実施、②関係機関のニーズを捉えた連携強化策の展開、③インターネットによる情報発信の強化、④公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成といった組織・業務の特性を生かした戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数累計は100万件を超え、民事法律扶助の法律相談援助件数累計も62万件を超えていることからもうかがえるように、相当程度支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、平成20年2月から実施している認知度調査も平成22年2月には37.3%となり、実施初年度と比較すると14.7%上昇し、国民のおよそ3人に1人に支援センターの存在等を認知させた。 また、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置し、苦情等取扱規程を定めるとともに、業務改善推進ワーキンググループを設置した。 その後、苦情取扱規程に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループ、各課室及び地方事務所に報告するなどし、同ワーキンググループ等において組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、その内容を本各部課室、地方事務所に周知し、改善への取組を促すなどした。 その他、高齢者・障害者等に対する配慮としては、ホームページに各地方事務所のバリアフリー情報等を掲載したほか、支援センターの役割や業務内容を分かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。	B B B	A	戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数は毎年度増加し、累計でも100万件を超え、民事法律扶助の法律相談援助件数も毎年度増加し、累計でも62万件を超えていることからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対して、相当程度支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、認知度についても実施初年度と比較すると14.7%上昇し、国民のおよそ3人に1人に支援センターの存在等を認知させた。 また、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てることができるよう、サービス推進室や業務改善推進ワーキンググループの設置など体制を整備した。 その他、高齢者・障害者等に対する配慮として、ホームページに各地方事務所のバリアフリー情報を掲載するなどした。					

※第1期中期目標期間業務実績報告書（以下「実績報告書（第1期）」という。）5・6ページ参照

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由								
				18	19	20	21											
2		コンプライアンス体制の整備状況についての取組状況	<p>コンプライアンス体制については、監事監査規程、内部監査規程、役職員倫理規程、セキュリティ対策基準等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所等に対する監事監査規程に基づく監事定期監査、内部監査規程に基づく内部監査及び情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>また、これらの監査結果を理事長等に報告するとともに、監査結果を踏まえ、地方事務所等に改善すべき事項を指摘し、業務方法の改善を図るなどしてコンプライアンス体制の整備を図った。</p> <p>監査の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度 監事定期監査 3か所 内部監査 10か所</li> <li>○平成20年度 監事定期監査 2か所 内部監査 18か所</li> <li>○平成21年度 監事定期監査 5か所 内部監査 29か所 情報セキュリティ監査 3か所</li> </ul> <p>※実績報告書（第1期） 6・7ページ参照</p>			B		B	<p>コンプライアンス体制の整備として、監事監査規程、内部監査規程、役職員倫理規程、セキュリティ対策基準等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所等に対する監事定期監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>また、これらの監査結果を理事長等に報告するとともに、監査結果を踏まえ、地方事務所等に改善すべき事項を指摘し、業務方法の改善を図るなどしてコンプライアンス体制の整備を図った。</p> <p>平成19年度以降、限られた人員の中で監査実施回数を増やし、同21年度において、全ての事業所に対して少なくとも3年に1回は内部監査を行う態勢を整えたが、第2期中期目標期間においても引き続き同規模の監査を実施する必要がある。また、今後、効率的な監査を実施するために、監事監査、内部監査及び会計監査人の監査の一層の連携について検討を行う必要がある。</p>									
3	② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。	② 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行う。	<p>全国の地方事務所において、各事業年度に1回以上の地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多重債務問題、消費者被害、労働関係等のテーマ別による議論を行うなどして、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。</p> <p>また、地方事務所においては、地方協議会で関係機関・団体等から出された意見や要望を踏まえ、広報活動の在り方を工夫するなどしたほか、情報提供業務において紹介する関係機関の相談窓口を見直したり、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談の回数を増やすなどの業務改善を行った。</p> <p>○地方協議会開催回数（全国合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56回</td> <td>74回</td> <td>85回</td> <td>86回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 7・8ページ参照</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	56回	74回	85回	86回	A	A	A		A	<p>全国の地方事務所において、各事業年度に1回以上の地方協議会を開催し、支援センターの業務内容を周知するとともに、多重債務問題等のテーマ別による議論を行うなどして、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。</p> <p>また、各地方事務所においては、地方協議会で出された意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどしており、地方協議会の開催が、利用者等の意見を反映した業務運営の一助となっている。</p>	
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度															
56回	74回	85回	86回															
4	③ 支援センターの業務運営の公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、その人選について特段の配慮をする。	③ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。	<p>地方事務所において、地方協議会を開催するに当たっては、地元自治体、裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。</p> <p>また、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日に顧問会議を設置した。これまでに合計4回開催し、広報活動の在り方、情報提供業務の在り方、民事法律扶助業務の在り方などについて意見を聴取した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 8ページ参照</p>			A		A	<p>地方協議会の人選について、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から配慮した。</p> <p>また、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、顧問会議を設置・開催した。</p>									

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21			
5	④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。 支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適合でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。	④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況 常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適合でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。	契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況 各事業年度において、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を全国で実施した上、各地の地方事務所において司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。また、平成19年度以降の各事業年度において、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約1万4000名ないし2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。また、常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行った。 常勤弁護士については、任期付採用とし、その報酬については実務経験年数等において同等の裁判官・検事の給与を参考とした。	B	B	B	B	各事業年度において、日本弁護士連合会をはじめとする関係機関の協力の下、新人弁護士を常勤弁護士として確保するため、常勤弁護士の業務実態に関する理解を深められるような工夫をこらしつつ、多数回にわたり説明会を実施したり、司法研修所選択型実務修習に参加するなどした上、既登録弁護士を常勤弁護士として確保するため、既登録弁護士に対する採用案内等を送付するなどして、積極的に常勤弁護士確保に向けた取組を行った結果、21年度末までに200名の常勤弁護士を確保したが、裁判員制度への対応や国選弁護制度の充実等の観点から、必ずしも十分とはいえず、今後、更なる採用活動の充実強化に努めたい。		
(2) 情報提供・関係機関連携強化										
6	① 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。	① 地方事務所単位で、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。	各地方事務所において、全国平均148.7の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築した。 ○連携・協力関係を構築した相談窓口設置機関・団体数（平均） 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 143.3 151.5 152.5 147.4	A	A	A	A+	各地方事務所において、関係機関・団体との連携・協力関係の確保を図った結果、中期目標期間中の平均で148.7と68を大きく上回る相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関データベースへ登録した。		
7	② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。  （※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、 （各関係機関の連携指数の総和） ÷（関係機関の総数×4）×100	関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況	支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、i) 紹介、ii) 取次、iii) 転送、iv) 予約の段階があり、i) からiv) になるにつれ、利用者の負担が減り、緊密な連携方法といえる。 連携指数の算出方法は、以下のとおりとした。 （「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋「予約」窓口数×8）÷ 窓口総数  1. 中央レベルでの連携・協力関係の構築 内閣官房司法制度改革推進室が中期計画期間中に毎年開催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と協力し、出席した16の関係省庁等に対し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。 また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、平成20年度は計4回（8省庁合計62名が参加）、平成21年度は計3回（9省庁合計46名が参加）、法テラスコールセンター見学会・説明会を実施した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。 2. 地方協議会の開催 全国の地方事務所では、毎年1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。 3. 連携指数 上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成18年度から平成21年度までの間に0.16上昇した。  ○連携指数 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 1.76 1.98 1.93 1.92	A		A	関係省庁を対象に法テラスコールセンター見学会を実施した結果、平成20年度は有効回答数（62名）の98%、平成21年度は有効回答数（44名）の93%から「今後法テラスを紹介していきたい」という回答を得た。 また、平成20年度及び平成21年度には、関係機関データベースに登録している関係機関情報を精査し、これまでの紹介実績や相談窓口の統廃合等を反映したより実態に即した内容に見直した。本見直しにより、連携指数は平成19年度を境にやや低下しているものの、情報の最新化を図るための中央、地方レベルでの連携維持・構築活動も活発であることから、実質的に連携関係は向上しているといえる。			



中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由																																		
				18	19	20	21																																						
11		全国的に均質な弁護人確保態勢に向けた常勤弁護士の確保・配置に関する取組状況	<p>平成21年度までに全国78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置し、各地の支援センター法律事務所にそれぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。また、国選弁護事件の担い手のなる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部については、平成19年6月に可児地域事務所を開設するまでの間、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士が同支部を巡回して国選弁護事件を取り扱った。同様に、国選弁護事件の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部については、平成21年度まで、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士において巡回し、国選弁護事件を取り扱った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 14ページ参照</p>			B		B		21年度末までに、78か所の事務所に常勤弁護士を配置し、このうち51か所に複数の常勤弁護士を配置した上、国選弁護事件の担い手となる弁護士等が少ない地域への巡回も行ったが、裁判員裁判や被疑者国選事件に適切に対応するためには必ずしも十分とはいえないことから、今後も、全国的に均質な刑事弁護サービスの実現のため、中堅・ベテラン弁護士も含めた常勤弁護士の確保に向けた取組が必要である。																																			
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策																																												
12	<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むこととし、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>日弁連等との連携協力の下、実質的ゼロワン地域解消に向けた取組状況</p> <p>司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域に優先的に設置し、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置した。</p> <p>平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所に常勤弁護士を配置したが、このうち司法過疎地域事務所は26か所である。いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えた。</p> <p>○地域事務所の設置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域事務所数</td> <td>10</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>うち扶助国選</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>うち司法過疎</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>うち新基準4号</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>対前年度増分</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>対前年度減分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 14～16ページ参照</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	地域事務所数	10	19	26	30	うち扶助国選	4	4	4	4	うち司法過疎	6	15	19	22	うち新基準4号	0	0	3	4	対前年度増分	10	9	7	4	対前年度減分	0	0	0	0	B	B	B		B	<p>司法過疎対策を進め、「実質的ゼロワン地域」に加えて、(i)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域についても、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮しながら、司法過疎地域事務所を設置し、21年度までに26か所の司法過疎地域事務所を設置した。また、このうち、13か所については、複数の常勤弁護士の配置を実現することができた。その結果、平成21年度末までに「形式ゼロワン地域」は7か所に減少し、「実質的ゼロワン地域」も、実働弁護士数は日々変動するため正確な数は把握し得ないものの相当程度減少したといえるが、解消には至らなかったため、今後も、引き続き「実質的ゼロワン地域」の解消に向けて取り組んでいく必要がある。</p>	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																									
地域事務所数	10	19	26	30																																									
うち扶助国選	4	4	4	4																																									
うち司法過疎	6	15	19	22																																									
うち新基準4号	0	0	3	4																																									
対前年度増分	10	9	7	4																																									
対前年度減分	0	0	0	0																																									

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由								
				18	19	20	21											
(6) 犯罪被害者支援	(6) 犯罪被害者支援																	
13	<p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p>	<p>① 地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p>	<p>①（連携・協力関係の構築等） 各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会（※）」に、平成21年度までに、49地方事務所において同協議会（上記協議会が設置されていない1県を除く）に加盟し、協議会の構成員である関係機関・団体等に対し、支援センターの業務内容に対する理解を深めてもらうよう、支援センターが実施している犯罪被害者支援業務の周知を図った。 また、犯罪被害者週間における各種啓発活動に積極的に参画するなどし、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど工夫をし、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対し、速やかに支援センターを案内・紹介してもらうための連携・協力関係の確保・強化を着実に図ってきた。</p> <p>（※）被害者支援連絡協議会の加盟機関数は、全国平均で約20となっており、本協議会への加盟により、「平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係の構築」は着実に図られた。</p> <p>（弁護士会に対する説明会の実施） 各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所が主催する説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行い、多くの契約弁護士確保のための取組みを行った。 また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行ったり、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行なった。 その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。</p> <p>②（連携指数） 平成18年度から平成21年度までの間、連携指数は毎年度連続して上昇しており、関係機関との連携強化は着実に図られている。</p> <p>○連携指数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.67</td> <td>1.72</td> <td>1.73</td> <td>1.74</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 16・17ページ参照</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	1.67	1.72	1.73	1.74	A	A	A	A+	<p>犯罪被害者支援業務においては、関係機関・団体との「顔の見える関係」の構築が極めて重要であり、地方レベルでの連携強化に向けた取組に力を入れるとの本部方針に基づき、各地で被害者支援連絡協議会構成員である機関・団体を中心に、実務担当者による連携関係強化等に関する協議の実施や各窓口における支援情報の確認・共有等に取り組んだ。</p> <p>各地方事務所において、警察、検察等の関係機関との協議等の場で、支援センターが行う業務内容の周知を図るとともに、協議会等における連携強化にとどまらず、関係機関との緊密な関係を構築するために、関係機関とともにイベントへの参画、街頭活動への参加、及び広報物の配布等を行うなどの取組を行い、積極的な連携・協力関係の構築を図った。</p> <p>また、本部においても、平成20・21年度において、内閣府で実施している犯罪被害者等施策（ハンドブック・DVD作成）に関与するなど、中央レベルでの連携・協力関係の構築を図った。</p> <p>平成20年12月から施行された被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施態勢を構築するために、契約弁護士の確保に努めた結果、契約弁護士数は制度開始から約43%増加した。</p> <p>協議会への参加など様々な取組を通じ、関係機関との連携関係の強さを表す連携指数は、平成18年度から同21年度に1.67から1.74に上昇させ、計画目標の達成が図られた。</p>		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度															
1.67	1.72	1.73	1.74															

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21			
3 業務運営の効率化に関する事項	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
(1) 総括	(1) 総括									
14	<p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p> <p>① 支援センターは、 ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化 ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化 ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化をそれぞれ図ること等を予定している。</p> <p>支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。</p> <p>そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p> <p>② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>	<p>効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p> <p>① 支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めた。</p> <p>支援センターの業務・システムは、準備段階（平成17年度）において、一般競争入札により、効率的な調達を行っている。中期目標期間における当該業務・システムの追加開発に当たっては、改修項目の緊急性、必要性、相当性及び費用対効果等について検討を行い、真に必要と認められる改修項目のみを実施した。</p> <p>また、当該業務・システムに係る運用支援業務及びアプリケーション保守業務において、業務内容全般の見直し及び作業内容の切り分けを行い、運用支援業務について随意契約から一般競争入札とした。こうした取組みにより、システム調達において経費の効率化を図った。</p> <p>そのほか、業務運営に係る各種契約についても、効率的かつ円滑な業務運営が行われるよう、適時適切な点検及び見直しを行った。</p> <p>② 物品等の調達において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随契による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図っている。</p> <p>③ 業務運営については、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があったことから、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。</p>	<p>事業年度評価結果</p> <p>18 A 19 A 20 A 21 A</p> <p>自己評価理由</p> <p>業務開始時から、業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態を導入したほか、常勤職員の給与体系は国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、採用・昇給・昇格にも公正なルールを適用するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めた。</p> <p>また、業務・システムの追加開発に当たっては、改修項目の緊急性、必要性、相当性及び費用対効果等について検討を行い、真に必要と認められる改修項目のみを実施している。</p> <p>そのほか、業務運営に係る各種契約についても、効率的かつ円滑な業務運営が行われるよう、適時適切な点検及び見直しを行っている。</p> <p>物品等の調達においては、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随契による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図っている。</p> <p>業務運営については、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士及びその他の職員を確保する必要があったことから、常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図ったほか、所要の職員を採用して、体制を整備した。</p>							
			<p>※実績報告書（第1期） 17～20ページ参照</p>							

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21			
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化									
15 ① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。	① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。	コールセンターにおける情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況	平成18年10月2日の業務開始時から東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に行っている。運営は民間業者に委託しているが、契約の際に前年度の実績から業務量を推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直しを行い、契約金額の低減に努めるなど効率的な業務運営を図った。 また、平成20年度及び平成21年度には専門業者によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得て、それらの結果を業務に反映させるための研修やオペレーター等に対する指導を行うよう指示するなど、当センターとして一定の品質の維持・向上に努めた。  ※実績報告書（第1期） 20・21ページ参照	A	A	A	A+	東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に、かつ、前年度の実績から業務量を推定して、その件数に応じた人員のオペレーターを配置しつつその他の経費も見直すことで前年度より低額な契約金額にするなど、効率的な情報提供業務を行った。また、第三者によるコールセンター対応品質評価を行ったことにより、品質の維持・向上を図るとともに、業務運営のさらなる効率化の参考とした。		
16 ② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。	② 関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。	関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的活用の促進へ向けた取組状況	平成19年1月30日から支援センターのホームページ上において、関係機関・団体データベースを利用することができるようにし、併せてその操作方法をホームページに公開した。 そのうえで、内閣官房司法制度改革推進室が年に1回開催している総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と連携し、出席した16の関係省庁等に対し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。 また、全地方事務所等が開催した地方協議会において、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めた。  ※実績報告書（第1期） 21ページ参照				A	A+ 中央レベル・地方レベルともに、関係機関・団体にデータベースの利用方法の周知徹底と積極的活用に関する理解を求めた。		
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保									
17 所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。	業務処理の効率化を図るため、 ・所要の常勤弁護士を確保する。	常勤弁護士の確保に向けた取組状況	常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した。また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広めるため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を配布し、常勤弁護士採用のための基盤を整備した。 また、各事業年度において、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を平成18年度は40回、同19年度は35回、同20年度は44回、同21年度は29回余りにわたり全国で実施した上、各地の地方事務所において、司法修習生を対象とした就職説明会を平成19年度は8回、同20年度は12回、同21年度は9回余りにわたり実施した。また、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法律事務所へのエクスターンシップの受け入れをより活発にすることにより、支援センターの業務内容及び常勤弁護士についての理解を深めてもらい、今後の支援センターの常勤弁護士及び契約弁護士の増員を図るため、各地の支援センターの法律事務所において、合計30回にわたり全国15校の法科大学院生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらう機会を設けた。  ※実績報告書（第1期） 21・23ページ参照	B	B	B	B	日本弁護士連合会をはじめとする関係機関の協力の下、新人弁護士を常勤弁護士として確保するため、常勤弁護士の業務実態に関する理解を深められるような工夫をこらしつつ、説明会を行ったり、司法研修所選択型実務修習及び法科大学院のエクスターンシップの受入を実施するなどした上、既登録弁護士を常勤弁護士として確保するため、既登録弁護士に対する採用案内等を送付するなどし、年間を通じた積極的な常勤弁護士確保に向けた取組みを行った。その結果、21年度末までに200名の常勤弁護士を確保することができたが、必ずしも十分とはいえないので、今後も更なる採用活動の充実強化に努める必要がある。		

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21			
18	・常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。	常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的方策の検討・立案及び実施状況	<p>常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備して、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対して適時適切なアドバイスをを行っているほか、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できるようにするため、法律事務所勤務する事務職員のスキルアップを図り、同事務職員を対象にした業務研修を実施した。また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、必要に応じて改訂を重ねた上、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集も作成して、各常勤弁護士に配布するとともに、本部常勤弁護士総合企画課において、常勤弁護士からの業務に関する問合せを常時受け付けるなどした。</p> <p>さらに、常勤弁護士が任期満了に伴って異動する際の事務処理を円滑に行えるようにするため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定め、Q&amp;Aを作成して、常勤弁護士に対し、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示すなどしたほか、任期更新を行わず退職する常勤弁護士に向け、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正し、さらには、事務連絡を發出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルール並びに退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めるなどした。</p> <p>※実績報告書（第1期） 23ページ参照</p>			A	A	<p>本部において、常勤弁護士からの問合せに対応する相談体制をととのえ、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備して、常勤弁護士が適時適切なアドバイスを受けられる環境を作ったほか、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、適宜改訂を重ね、さらには、必要に応じて各種規定を改正し、事務連絡発出によりルールを定めて業務の円滑化を図るなどし、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備した。</p>		
19		常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況	<p>各支援センター法律事務所勤務する常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると感じているテーマを提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施した。また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施した。</p> <p>司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、支援センター本部における集合研修については、1年間の養成期間に合わせ、期間満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容の通年研修を実施した。</p> <p>平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修制度を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。なお、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であるため、多くのブロック別研修においてゼミ形式の科目を取り入れ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 23・24ページ参照</p>			A	A	<p>常勤弁護士の経験に応じた研修メニューをそろえるとともに、常勤弁護士に期待される役割に従い、裁判員裁判にも対応できるような即効性のある研修を実施したり、その業務が一般の弁護士とは異なる点があることに着目した研修を実施した。また、常勤弁護士の増加にも対応して、その質の向上に資するため、ブロック別研修を実施して、地方の実情等も反映した緻密な研修を実現した。</p>		
20	・複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。	包括的な委託の契約締結に向けた取組状況	<p>一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になるようとする弁護士に配布するなどして、一括契約の増加に努めた。また、各地方事務所において、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選契約弁護士の配点方法を確認した。</p> <p>一括契約を締結している弁護士数は、平成18年10月2日時点の3,006名から平成22年4月1日時点の5,603名に増加した。</p> <p>他方、一括契約に基づく報酬算定がなされた件数（対象となった事件の実件数）は、平成18年度（ただし、同年10月2日以降の約半年間）が104件、平成19年度が531件、平成20年度が304件、平成21年度が65件と推移している。</p> <p>※実績報告書（第1期） 24ページ参照</p>	A	A		A	<p>支援センターは、継続的に一括契約の締結に向けた取組を行っており、一括契約を締結した弁護士数は着実に増加した。</p> <p>なお、一括契約に基づき報酬算定がなされた事件の件数は増減しているが、これは、一括契約の対象となり得る即決事件の数の増減等によるものと考えられる。</p>		

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
(4) 司法過疎対策	(4) 司法過疎対策										
21	<p>司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）と効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、設置の要否を検討することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。</p>	<p>支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置するに際しては、当該地域の法律事務取扱業務量、地域の要望・支援、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。</p>	<p>司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置した。</p> <p>平成21年度までに合計78か所の支援センターの事務所の常勤弁護士を配置し、このうち司法過疎地域事務所は26か所設置した。設置された後も、各司法過疎地域事務所を設置した地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮し、常駐する常勤弁護士の数を増減するなどして見直しを行った。</p> <p>※実績報告書（第1期） 24・25ページ参照</p>	A	B	B		B		<p>21年度までに26か所の司法過疎地域事務所を設置し、このうち13か所については複数の常勤弁護士の配置を実現して、司法過疎問題の解消に努めたが、実質的ゼロワン地域の解消には至らなかったため、今後も、更なる事務所設置に向けて取り組む必要がある。</p>	

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由														
				18	19	20	21																		
4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																								
(1) 情報提供	(1) 情報提供																								
22 ① 利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。	① 情報データベース及びFAQデータベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。 インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。 利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。	情報提供の質・量の向上に向けた取組状況	<p>（情報量の増大） 業務開始日の平成18年10月2日には約1,500問だったFAQが、その後コールセンターに寄せられた問い合わせの分析、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新しており、平成22年3月31日までに開始時の倍以上となる約3,400問までに増加した。このうち約750問をホームページで公開している。その他、裁判員制度について、FAQの見直し・更新を行うなど、同制度の円滑な実施と、制度の周知・協力にも努めた。</p> <p>○FAQ増加数及び割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FAQ数</td> <td>2,072</td> <td>2,823</td> <td>3,351</td> <td>3,420</td> </tr> <tr> <td>増加割合</td> <td></td> <td>36%</td> <td>62%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）FAQ数は、各年度末の数である。 （注）増加割合は、平成18年度末との比較である。</p> <p>（検索機能の向上） FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。</p> <p>（満足度） 利用者の満足度をより客観的に調査し、業務に反映させるため、以下の利用者アンケートを実施した。平成18年度にはコールセンター利用者アンケートで10段階評価で9.2の評価を得たが、この調査は、サービス提供者（対応したオペレーター）がそのまま利用者に質問して聴取する方法で客観性に問題があったため、その後、①ウェブ・アンケート調査、②コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査、③地方事務所における面談アンケート調査をそれぞれ行った。</p> <p>①ウェブ・アンケート調査 平成19年度から、ウェブによる利用者アンケートを実施した結果は、以下のとおりであった。 ・平成19年度 5段階評価で3.6（有効回答率約0.2%） ・同 20年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.2%） ・同 21年度 同 評価で3.6（有効回答率約0.1%）</p> <p>②コールセンターにおける自動音声応答アンケート調査 平成20年度から、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行った結果は、以下のとおりである。 ・平成20年度 5段階評価で4.4 ※期間：平成21年2月25日から同年3月24日までの間 有効回答率：7.7% ・平成21年度 5段階評価で4.4 ※期間：平成22年2月1日から同月27日までの間 有効回答率：7.2%</p> <p>③地方事務所における面談アンケート調査 平成20年度から、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼し、回答していただいた結果は、以下のとおりである。 ・平成20年度 5段階評価で4.4 ※期間：平成20年10月1日から同年12月26日までの間 有効回答率：36.9% ・平成21年度 5段階評価で4.3 ※期間：平成21年10月1日から同年12月28日までの間 有効回答率：32.6%</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	FAQ数	2,072	2,823	3,351	3,420	増加割合		36%	62%	65%	A	B	A	A	<p>従来のウェブによる利用者アンケートでは回答率が低く、利用者の満足度やニーズを把握するにはサンプル数が少ないとの指摘を受けていたことから、平成20年度、平成21年度と、より正確な評価を把握すべく新規のアンケート調査（注）を実施し、いずれも5段階評価で4.4の評価を得ることができた。</p> <p>（注）一定の期間を設けての、コールセンターの電話利用者と地方事務所の面談利用者を対象にしたアンケート調査</p> <p>また、FAQの情報量は平成18年度から65%増と大幅に増加し、さらに随時内容を更新するなどして、質・量の充実を図った。</p>		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																					
FAQ数	2,072	2,823	3,351	3,420																					
増加割合		36%	62%	65%																					
※実績報告書（第1期） 25～27ページ参照																									

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
23	② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。	② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。	地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況  地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、主に消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことがある経験者を配置することによって、質の高い情報提供に努めた。また、多くの地方事務所では、司法書士の協力も得ている。 そのほか、地方事務所の情報提供窓口では、来訪した利用者に対し、即日中に情報提供を行い、支援センターで対応できない場合はコールセンターや他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。  ※実績報告書（第1期） 27ページ参照		A	A		A+	全地方事務所に相談窓口等の稼働経験者を配置し、地方事務所に来訪した利用者に対して即日中に情報提供を行うが、繁忙状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合は、コールセンターを紹介するなど迅速なサービス提供に努めた。		
(2) 民事法律扶助		(2) 民事法律扶助									
24	① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから代理人選任までの期間の短縮を図る。  ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。	① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化すること（これまでの合議制方式の審査体制に代えライン決裁方式を活用する、遠隔地居住の申込者について書面審査を活用するなど）などにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成18年度と比較して短縮する。  ② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。	① 全国の地方事務所において、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め、少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とする、②審査の開催頻度を増加する、③書面審査を活用する、という方法により、援助審査の合理化を図ったことにより、相談待ち日数、申込みから援助開始までの日数は事業開始当時に比べ、相談件数・申込み件数の増加にもかかわらず大幅に短縮した。 年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間は、平成19年度は前年度に比してほぼ横ばいで短縮までには至らず、平成20年度は6地方事務所、平成21年度は13地方事務所が前年度より短縮している。中期目標期間を通して、援助件数が毎年度増加しているにもかかわらず、援助申込みから審査実施までの期間は全体としてほぼ横ばいを維持できている。相談待ち日数については、平成20年度は6地方事務所、平成21年度は13地方事務所が前年度に比して短縮しており、同様に全体としてはほぼ横ばいである。特に平成21年度については、前年度に比べ、援助件数が急激に増加しているにもかかわらず、援助申込みから審査実施までの期間は全体としてほぼ横ばいを維持できているが、短縮されるまでには至らなかった。 また、平成20年度からは、専門審査委員制度を段階的に導入し、平成20年度は5地方事務所、平成21年度には17地方事務所において運用が開始され、審査当日の審査を充実させて、審査の合理化を図る試みも実施した。  ※実績報告書（第1期） 28ページ参照  ② 犯罪被害者からの援助申込みについては、平成18年度は半数近くの地方事務所ですら申込み実績がなかったが、平成20年度には全地方事務所ですら実績があり、平成21年度には法律相談援助が3,307件で前年度の約5.7倍、代理援助件数が1,105件で前年度の約6倍と増加している。また、平成21年度末における精通弁護士数は1,822名のうち1,664名が民事法律扶助の契約弁護士であり、専門的知見を有する弁護士の選任など援助提供の体制も充実してきた。 その他、改正刑事訴訟法等の施行に伴い、刑事裁判の被告人に対し、損害賠償請求の申立てを行うことのできる「損害賠償命令制度」が、平成20年12月1日導入されたことにより、刑事手続から民事手続までの一連の法的手続等において、経済的に苦しい犯罪被害者が適切に弁護士による法的支援を受けることができるよう、周知を図り、援助につながる利用者数が増加した。  ※実績報告書（第1期） 28・29ページ参照	B	B	B		A	中期計画期間最終年度においても、ごく一部書面審査に消極的な地方事務所が存在するものの、そのような地方事務所においても、事件の種類によって一部書面審査を導入するなどして、合理化を図っており、総じて審査の合理化が進捗していると言える。 21年度は前年度比において、審査に要する期間は横ばいであるが、これは、想定外の援助件数の増加が主因であり、むしろ援助件数の増加に比して、審査期間が長期化しなかったことは、事務処理の合理化努力の成果と言える。  精通弁護士総数に占める契約弁護士数の比率は20年度の87%から91%に増加し、相談件数、援助件数ともに大幅な伸びを示していることから、援助体制のさらなる充実が実現したと言える。		

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由	
				18	19	20	21				
25	③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。	③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況	各地方事務所において、「民事法律扶助業務の解説」を配布したり、独自の印刷物を配布する等、新規契約弁護士・司法書士を含めた契約弁護士・司法書士を対象とする研修を開催した。各年度内に1回以上の研修を実施した地方事務所は、平成18年度19地方事務所（他22地方事務所）で弁護士会等主催の説明会に参加、平成19年度18地方事務所（他15地方事務所）で弁護士会等主催の説明会に参加、平成20年度34地方事務所、平成21年度40地方事務所であった。 さらに、本部からも地方事務所での研修や日弁連主催の講習会に講師を派遣しており、また、各地方事務所でも弁護士会主催の説明会に参加したり、独自の工夫を施して研修を行ったりして、質の向上を図る取組を行った。 ※実績報告書（第1期） 29・30ページ参照			B		B	契約弁護士・司法書士中新規登録者に対する研修は、ほぼ全地方事務所において、定期的に行われるようになっており、本部からの講師派遣の機会も増加した一方で、業務研修分野において、体系的継続的研修が実現するまでには至っていない。	
26	④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。	④ 平成21年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。	補正予算の趣旨を認識した交付金の使用状況	平成21年度においては、緊急経済対策経費としての追加的措置を受け、日弁連等の関係機関と連携・協力し、年末年越し「雇用と生活」全国一斉緊急総合相談会を実施する等、労働問題・多重債務問題等に関する問題の解決を図った。また、これら扶助制度の周知や相談会の実施等によって、扶助による手続の遂行を求める多重債務者等からの援助申込みの増加に対し、可及的速やかに援助決定を行うに至った。 ※実績報告書（第1期） 30ページ参照					A	経済情勢を反映して急増した扶助制度の利用者に対し、迅速かつ適宜に応じた援助を実施することができた。	
(3) 国選弁護士確保		(3) 国選弁護士確保									
27	① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。	① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。	裁判所、検察庁及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況	支部を含むすべての地方事務所において、各年度に1回以上、国選弁護士及び国選付添人の選任態勢等について、関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。 協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。 ※実績報告書（第1期） 30・31ページ参照	A	B	A		A	支部を含むすべての地方事務所において、中期計画に基づく協議を行った。その協議の場において、当番制名簿による国選弁護人の選任態勢の確保を図った。	
28	② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。	② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。	指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況	支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所における指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの目標時間は、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。また、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。 被疑者国選弁護、被告人国選弁護、国選付添とも、おおむね目標時間内に指名通知が行われている。被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知が行われており、業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、大部分は24時間以内に指名通知が行われている。 ※実績報告書（第1期） 31ページ参照			A		A	支部を含むすべての地方事務所において、国選弁護士及び国選付添人を迅速に選任する観点から、指名通知の目標時間を定めており、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士及び国選付添人候補者の指名通知に至っている。	
29	③ 国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護人としての活動の充実を図る。	③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施状況	支部を含むすべての地方事務所において、各年度に研修を実施した。研修の方法としては、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になるようとする弁護士への解説書の配布、支援センター主催の説明会の実施、弁護士会主催の説明会への参加などを行った。 また、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布するほか、上記の説明会の機会を利用するなどの方法で実施した。 なお、平成20年に契約弁護士による被疑者国選弁護事件の報酬の過大請求事案が発覚したことを受け、支援センターでは、関係機関と協議の上、平成21年8月から、被疑者国選弁護人が接見をした場合に疎明資料を提出してもらう制度を導入するなど、再発防止のための措置を講じた。 ※実績報告書（第1期） 32ページ参照			B		B	国選弁護活動の充実を図る観点からはなお工夫の余地があると考えられるものの、すべての地方事務所において、国選弁護の担い手の確保という観点から、解説書の配布、説明会の実施等による研修を行い、契約弁護士の人数は着実に増加した。また、国選弁護報酬の過大請求問題等のいわゆる不祥事案件の発生を踏まえ、各地において、同種事案の再発防止、法律事務取扱規程をはじめとする諸規程の遵守に向けた協議を行った。	

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由																																							
				18	19	20	21																																										
(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援																																																
30	① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。	① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。	被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況	<p>（地方事務所の職員の配置） 犯罪被害者等からの情報提供のニーズが高い地方事務所に、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などによる犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員を配置して、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。 また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所では犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応した。</p> <p>これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行い、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供のための体勢の構築を着実に図った。</p> <p>（窓口対応専門職員等に対する研修の実施） 主に犯罪被害者支援に関する知識・技能等の習得、地方事務所における犯罪被害者支援業務を行なう上で生じる問題点等に関する検討・協議等を内容とした研修を実施し、地方事務所における問題意識の共有、犯罪被害者支援業務の全国的な均質化、地方事務所全体における犯罪被害者支援の質の向上等を図ってきた。 また、コールセンターオペレーターに対しても、同様に被害者の心情に配慮した電話対応への留意点や問い合わせ対応における課題、刑事手続等の制度等についての研修を実施した。</p> <p>※実績報告書（第1期） 32・33ページ参照</p>	A	A	A	A	<p>情報提供のニーズが高い地方事務所に対し被害者支援に精通した職員の配置を適切に行い、利用者の心情に配慮しながらも効率的な運営に努め、かつ、当該職員が配置されていない時間帯においても、提供するサービス（対応）の質が低下しないよう、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員に対し、対応事例等を踏まえた研修を行うことにより、適切な情報提供の態勢の構築を図った。 犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員に対して、関係機関・臨床心理士・犯罪被害者等による講義等の実施により、犯罪被害者支援に係る必要な知識・技能の習得、平成20年度から施行された被害者参加人のための国選弁護士制度等に係る知識の習得、及び円滑な実務の実現や、犯罪被害者支援業務遂行上、生じた問題点・改善点等に関する協議・意見交換等を行い、かつ、地方事務所間において業務遂行上、必要な情報を共有するなどして犯罪被害者支援業務の均質化を図ることを目的とした実践的なカリキュラムに基づく研修を実施する等して、支援センターが行う犯罪被害者支援に関する各種業務に係る質の向上を図った。</p>																																								
31	② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。	② 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。	犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況	<p>犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、各地方事務所において、関係機関等に対しアンケートに基づく意見聴取を各年度ごとに実施した。</p> <p>犯罪被害者支援連絡協議会への加盟、関係機関・団体等との連携を着実に図ってきたことなどにより、関係機関・団体等における支援センターが行う犯罪被害者支援業務に関する認知度は着実に上昇している。</p> <p>○回答機関・団体（※）数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,289</td> <td>1,376</td> <td>1,254</td> <td>1,286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等</p> <p>○主な認知度結果の推移</p> <p>1 支援センターが犯罪被害者業務を行なっていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.1%</td> <td>91.4%</td> <td>91.9%</td> <td>93.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 犯罪被害者支援ダイヤルの設置について知っていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69.7%</td> <td>76.9%</td> <td>82.7%</td> <td>82.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80.3%</td> <td>81.2%</td> <td>87.8%</td> <td>下記3-1、3-2に特化（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該紹介業務の具体的内容（3-1、3-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみしたもの。</p> <p>3-1 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73.7%</td> <td>83.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-2 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69.8%</td> <td>80.1%</td> </tr> </tbody> </table>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	1,289	1,376	1,254	1,286	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	90.1%	91.4%	91.9%	93.5%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	69.7%	76.9%	82.7%	82.9%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	80.3%	81.2%	87.8%	下記3-1、3-2に特化（※）	平成20年度	平成21年度	73.7%	83.2%	平成20年度	平成21年度	69.8%	80.1%	A	A+	<p>すべての地方事務所において、アンケートの方法による犯罪被害者支援を行っている機関・団体等に対する意見等の聴取を行い、その結果、支援センターが行っている犯罪被害者支援業務に関する認知度・理解度の着実な上昇とともに、関係機関からの支援センターに対する要望や期待も具体化されてきた。</p> <p>関係機関からは、支援センターに対し、主に支援センターの業務内容の周知、緊密な連携関係の構築に関する要望・期待がなされてきたことから、これを受け、各地方事務所において、協議会への参加、意見交換会の実施、犯罪被害者週間における啓発活動等への参加を行ってきた。</p> <p>また、協議等の場において、分かりやすい表現を心がけて作成したリーフレットや各制度の連携を分かりやすく表現したポンチ絵を配布するなど、意見等聴取の結果を踏まえた様々な取組を行ってきた。</p> <p>本計画期間の結果を踏まえ、今後とも、さらなる関係機関・団体等との円滑な協力・連携関係の構築等を図るための意見等の聴取に取り組んでいく。</p>		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
1,289	1,376	1,254	1,286																																														
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
90.1%	91.4%	91.9%	93.5%																																														
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
69.7%	76.9%	82.7%	82.9%																																														
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																														
80.3%	81.2%	87.8%	下記3-1、3-2に特化（※）																																														
平成20年度	平成21年度																																																
73.7%	83.2%																																																
平成20年度	平成21年度																																																
69.8%	80.1%																																																

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由																																								
				18	19	20	21																																												
			<p>4 精通弁護士の紹介を行っていることについて知っているもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>68.0%</td> <td>72.2%</td> <td>81.2%</td> <td>下記4-1、4-2に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※当該紹介業務の具体的内容（4-1、4-2）の認知度の方がより重要であることをかんがみたまもの。</p> <p>4-1 無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>66.3%</td> <td>77.1%</td> </tr> </table> <p>4-2 犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>65.0%</td> <td>72.7%</td> </tr> </table> <p>5 支援センターの紹介により関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>13.0%</td> <td>15.2%</td> <td>18.1%</td> <td>下記5-1に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※関係機関等の利用者で支援センターの紹介を受けた数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と思考したもの。人数の増加に関しては、5-1のとおり。</p> <p>5-1 支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>1,340人</td> <td>2,631人</td> </tr> </table> <p>6 利用者に対して支援センターを紹介したことがあるもの</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>23.4%</td> <td>29.7%</td> <td>39.5%</td> <td>下記6-1に特化（※）</td> </tr> </table> <p>※関係機関等の利用者に対し支援センターを紹介した数の増加が、連携のバロメーターとして、より重要な指標と思考したもの。人数の増加に関しては、6-1のとおり。</p> <p>6-1 関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>8,473人</td> <td>11,651人</td> </tr> </table> <p>※実績報告書（第1期） 33～35ページ参照</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	68.0%	72.2%	81.2%	下記4-1、4-2に特化（※）	平成20年度	平成21年度	66.3%	77.1%	平成20年度	平成21年度	65.0%	72.7%	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	13.0%	15.2%	18.1%	下記5-1に特化（※）	平成20年度	平成21年度	1,340人	2,631人	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	23.4%	29.7%	39.5%	下記6-1に特化（※）	平成20年度	平成21年度	8,473人	11,651人								
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																
68.0%	72.2%	81.2%	下記4-1、4-2に特化（※）																																																
平成20年度	平成21年度																																																		
66.3%	77.1%																																																		
平成20年度	平成21年度																																																		
65.0%	72.7%																																																		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																
13.0%	15.2%	18.1%	下記5-1に特化（※）																																																
平成20年度	平成21年度																																																		
1,340人	2,631人																																																		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																
23.4%	29.7%	39.5%	下記6-1に特化（※）																																																
平成20年度	平成21年度																																																		
8,473人	11,651人																																																		
32	<p>③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。</p>	<p>③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。</p>	<p>精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組状況</p> <p>③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）を紹介する体制の整備と拡充を図るべく、各地方事務所において、精通弁護士の確保に取り組んできたところ、その結果、下記のとおり、精通弁護士名簿搭載者数、及び精通弁護士紹介数は着実に増加している。</p> <p>○精通弁護士名簿搭載者数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>1,185人</td> <td>1,261人</td> <td>1,570人</td> <td>1,839人</td> </tr> </table> <p>○精通弁護士紹介件数</p> <table border="1"> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> <tr> <td>97人</td> <td>590人</td> <td>696人</td> <td>898人</td> </tr> </table> <p>※実績報告書（第1期） 35・36ページ参照</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	1,185人	1,261人	1,570人	1,839人	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	97人	590人	696人	898人	A	A	<p>各地方事務所から、弁護士会を通じた協力依頼等により、精通弁護士名簿搭載者数及び紹介件数は毎年、着実に増加しており、精通弁護士の数の確保による精通弁護士紹介態勢の構築、及び犯罪被害者等に対する心情に配慮した適切な対応を図ってきた。</p>																													
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																
1,185人	1,261人	1,570人	1,839人																																																
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																																
97人	590人	696人	898人																																																

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由	
				18	19	20	21				
33	④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。	④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。	<p>犯罪被害者に対する適切な情報提供等への取組状況</p> <p>④（被害者参加制度及び損害賠償命令制度等の適切な情報提供等）          犯罪被害者等に対し、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度等の新制度について、できる限り平易な言葉を使用したFAQ、犯罪被害者支援リーフレットを作成し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者にリーフレットの適宜配布を依頼するなどして、周知の徹底を図った。          また、上記各制度施行前後に、ほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラム、各種啓発活動に参加するなどの取り組みを行い、上記各制度の周知を図るとともに、ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることで、制度に係る情報入手・利用に関する利便性を図ってきた。          併せて、コールセンターのオペレーターに上記各制度を周知するとともに、事案に応じて地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャート・ポンチ絵を作成し、研修等を通じて、具体的な事例においてどのように運用されるのかなどについて説明等を行い、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。</p> <p>（民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等）          損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対し、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用の適切かつ積極的な助言の徹底を図るため、コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど統一した対応を行えるよう配慮した。          また、地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えた。          さらに、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助との連携が重要であるため、研修等において、図表を用いた説明や具体的な事例による検討等を行うなど、理解・協力関係を深めながら制度を重畳的に活用し、被害者の負担をより少なくできる運用が図れた。</p> <p>（国選被害者参加弁護士契約弁護士に対する研修の実施）          各地方事務所において、業務解説書等の配布、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施した。          また、隔月で開催している支援センター本部犯罪被害者支援課と日本弁護士連合会との協議において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況に関する説明を行なった。</p> <p>※実績報告書（第1期） 36・37ページ参照</p>			A		A	被害者参加等の各種制度に関する情報提供の方法として、分かりやすい表現を心がけるなど工夫したFAQ・リーフレットの作成や、関係機関等による協議会に参加するなどして制度の徹底した周知を図るなど、効果的・効率的な情報提供の実現が図れた。 また、コールセンター・地方事務所間における、犯罪被害者等に係る各種制度の円滑な利用に資するための適時・適切な情報提供の実現を図るため、利用希望の制度に関する円滑な情報連携の構築、地方事務所における適切な対応等の実現ができた。 契約弁護士を対象とする研修に関しては、各地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度に係る支援センターの業務・当該制度に係る運用状況の説明を中心に取り組んだ。		
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策										
34	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行う。	<p>司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービスの提供の在り方の検討及びその実施状況</p> <p>常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとした。平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であったが、各々の地域の需要に応じて受任したため、地域事務所によってその内訳は様々であった。</p> <p>※実績報告書（第1期） 37・38ページ参照</p>	A	A	A		A	司法過疎地域の利用者のニーズに即して、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することにより、地域の実情に即した法律サービスの提供に努めた。		

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由																			
				18	19	20	21																							
(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化																													
35	地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。	地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。	<p>全地方事務所において、年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催したことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数が、平成19年度は36,218件、平成20年度は63,776件、平成21年度は80,297件と年々増加するなど、関係機関との連携が強化された。</p> <p>○コールセンターの認知媒体における関係機関の占める件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>36,218</td> <td>63,776</td> <td>80,297</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>-</td> <td>176.1%</td> <td>125.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 38・39ページ参照</p>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	件数	36,218	63,776	80,297	対前年度比	-	176.1%	125.9%	A	A	A	A+	全地方事務所において、年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持ってもらうとともに、多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、関係機関の理解・協力が深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数の割合が対前年度比の増加率で平成20年度は176%増、平成21年度は126%増と大幅に増加した。										
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																											
件数	36,218	63,776	80,297																											
対前年度比	-	176.1%	125.9%																											
5	財務内容の改善に関する事項																													
36	(1) 総括 補助金・寄付金の自己収入増加に努める。	補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況	<p>寄附金の自己収入増加を図るため、広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するとともに、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めたほか、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の更生に資するための寄附を受入れ制度である「更生寄附」及び個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みである「サポーターズクラブ」を新規に創設した。</p> <p>また、補助金の自己収入増加を図るため、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めた。</p> <p>○寄附金・補助金の実績（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附金</td> <td>57,984,814</td> <td>132,465,693</td> <td>180,944,364</td> <td>150,625,349</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>0</td> <td>2,530,000</td> <td>1,920,000</td> <td>1,630,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57,984,814</td> <td>134,995,693</td> <td>182,864,364</td> <td>152,255,349</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 39ページ参照</p>		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	寄附金	57,984,814	132,465,693	180,944,364	150,625,349	補助金	0	2,530,000	1,920,000	1,630,000	合計	57,984,814	134,995,693	182,864,364	152,255,349	B	B	A	A	寄附金の自己収入増加を図るため、広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどの周知活動を行ったほか、「更生寄附」及び「サポーターズクラブ」といった新規の寄附制度を創設して、自己収入の増加に努めた。		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																										
寄附金	57,984,814	132,465,693	180,944,364	150,625,349																										
補助金	0	2,530,000	1,920,000	1,630,000																										
合計	57,984,814	134,995,693	182,864,364	152,255,349																										
37	(2) 民事法律扶助 償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。	償還金収入の確保に向けた取組状況	<p>初期滞納者に対する督促が有効であることから、平成21年度はコンビニ督促の回数を、初回及び3か月連続滞納者から初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者に増やしたところ、初回及び3か月連続滞納者からの償還金約2億1,592万5,833円に対し、初回、1か月、2か月及び3か月連続滞納者からの償還金は5億926万9,832円という成果が得られた。また、長期未収納者（滞納1年以上34,538件）に対し督促を実施したところ、4,269人から7,400万の償還を得ることができた。その他、各地方事務所においても、各地の実情に応じて償還率を向上させるために適切な督促を行った。これらの結果、平成21年度は97億3,381万2,492円（前年度より13億5,208万7,935円増）の償還金収入を得た。</p> <p>また、電話督促態勢の整備に向けた費用対効果予測のため、外部委託業者による電話による入金案内試行を実施した。</p> <p>○償還金の推移（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,564,719</td> <td>7,579,692</td> <td>8,381,724</td> <td>9,733,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績報告書（第1期） 39・40ページ参照</p>	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	6,564,719	7,579,692	8,381,724	9,733,812	B	B	B	B	事業開始当時より、効果的な督促方法の模索と、いわゆる不良債権処理の実行が続けられてきた結果、21年度においては初期滞納者、中長期滞納者それぞれについて一定の督促効果を得ることのできる方策を講じるとともに、時期中期計画期間に向けた督促方針を定め、その準備が行われた。														
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度																											
6,564,719	7,579,692	8,381,724	9,733,812																											

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価理由	評価	評価理由	
				18	19	20	21				
(3) 司法過疎対策 ① 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。  38 ② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。		司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政支援獲得に向けた取組状況	司法過疎地域事務所における有償事件の受任による自己収入額は、平成20年度までは増加したが、平成21年度については、前年度より約7000万円減少した。この理由としては、民事扶助・国選事件数の増加に伴い、受任事件に占める有償事件の割合が低下したこと、過払い案件の減少により事件1件あたりの収益が減少したことなどが考えられる。 今後は、各地域のニーズに応じて事件を受任しつつ、より一層の常勤弁護士業績向上を図り、自己収入額の増加に努めたい。  これまで、地方公共団体その他関係機関・団体から財政的支援を受けた実績としては、佐渡地域事務所において、佐渡市役所から事務所を使用賃借した例がある。 今後は、地方公共団体その他関係機関・団体との連携を深め、支援センターの業務に対する理解・協力をより一層仰ぎ、更なる財政的支援の獲得に努めたい。  ※実績報告書（第1期） 40・41ページ参照			A		B	司法過疎地域事務所における有償事件の受任による自己収入額は、平成20年度までは増加したが、平成21年度については、前年度より約7,000万円減少した。		
6 その他業務運営に関する重要事項	4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画										
39	業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。  (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	予算・収支計画・資金計画の実施状況	予算、収支計画、資金計画に対する実績については、別紙のとおりである。平成21年度は、民事法律扶助の需要急増に対応するため、25億円の補正予算を確保した。	A	B	A		A	一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っており、中期計画予算の効率的かつ適切な執行を行った。 また、平成21年度は、民事法律扶助の需要急増に対応するため、25億円の補正予算を確保している。		
	5 短期借入金の限度額										
	短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の状況	中期目標期間における短期借入れの実績はなかった。								
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画										
	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。										
	7 剰余金の使途										
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。	剰余金の使途についての状況	該当なし。								

中期目標	中期計画	評価の指標	中期目標期間（平成18年度～平成21年度）の実績（要旨）	事業年度評価結果				自己評価	自己評価理由	評価	評価理由
				18	19	20	21				
	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項										
40	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。	被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な物的体制の拡充に関する取組状況	平成18年10月の業務開始に当たり、各地において、利用者の利便、賃貸条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した（77事務所）。 その後、裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した（新設20事務所、改修61事務所）。  ※実績報告書（第1期） 42ページ参照	B	B	A	A	平成18年10月の業務開始に当たり、各地において、利用者の利便、賃貸条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施し、その後、裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備している。			
41	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加え、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するためには、所要の常勤弁護士の確保を含む組織的、効率的な業務体制の確立が不可欠である。 支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。	裁判員裁判開始等に伴う業務量の増大を踏まえた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況	平成21年度までに合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。 常勤職員についても、平成18年4月10日の設立以降、司法過疎地域における地域事務所開設、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件などの業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。  ※実績報告書（第1期） 42～44ページ参照				B	更なる確保の努力の必要はあるが、平成21年度までに合計200名の常勤弁護士を確保して全国に配置した。 常勤職員については、業務の拡大に伴い適時・適切に人事配置を行い、人的体制の整備を図ったほか、職員に対する各種研修を実施するなどして、質の高い職員の育成に努め、給与についても国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた運用を行っている。			